

1. 件名：検査制度の見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談
2. 日時：令和2年4月23日（木） 10：00～11：30
3. 場所：原子力規制庁 8階南会議室（オンライン開催）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課 伊藤課長補佐、高橋課長補佐
専門検査部門 高須統括監視指導官、森田主任原子力専門検査官
実用炉審査部門 御器谷管理官補佐、塚部管理官補佐、照井安全審査官
研究炉等審査部門 上野管理官補佐、川末主任安全審査官
東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力設備） 副長 他1名
東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置準備室 主任 他1名
中部電力株式会社
浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置工事課 副長 他1名
日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室 部長 他1名
関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 廃止措置技術センター
廃止措置計画グループ チーフマネジャー 他2名
四国電力株式会社 原子力本部 原子力部
廃止措置グループ リーダー 他1名
中国電力株式会社 電源事業本部（放射線安全） 副長 他1名
九州電力株式会社 廃止措置統括室 廃止措置管理グループ 副長
原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要旨

- (1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）に基づき、廃止措置計画の記載内容に関し、3月12日の面談以降の検討状況について説明があり、原子力規制庁と意見交換を以下のとおり行った。
- (2) A T E N A等から、「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備」については、具体的な対象の検討はこれからではあるものの、性能維持が必要な施設・設備とした場合には、廃止措置計画本文七に性能等を記載することから、廃止措置計画添付書類六（以下「第6表」という。）では廃止措置計画本文七を読み込むことを考えているとの説明があった。

- (3) A T E N A等から、廃止措置計画本文六及び七の記載における性能維持施設についての必要な機能及び性能の維持に係る適切な点検等の頻度については、保安規定に従って策定する点検計画に基づき、定期事業者検査にて点検等を実施していくとの説明があった。
- (4) 原子力規制庁から、第6表の設備（建屋）名称及び機能の欄と、性能の欄の記載とが整合していないように見えるものがあることを伝え、A T E N A等で記載を見直すこととした。
- (5) 原子力規制庁から、第6表の位置、構造及び設備や性能の記載については、原子力規制検査の実施時に疑問点があれば、説明を求めらるので、現在の案の記載方針で特に問題が無いものの、必要な設備については、性能の欄に網羅的に記載がないと、検査の時に混乱を招くので、全て記載して欲しい旨を伝えた。
- (6) 原子力規制庁から、品質マネジメントシステムについて、将来的な申請時に添付書類九は付けて申請するか質問し、A T E N A等から、個別案件ごとに廃止措置計画を変更する必要がある場合には添付するとの回答があり、案件ごとに必要な場合は追加的な説明を求めるとも含めて認識を共有した。
- (7) 性能維持施設を改造した場合、定期事業者検査で検査を実施することについて認識を共有した。
- (8) A T E N A等から、実用炉則第55条に基づく告示について、3月17日の告示には廃止措置中の施設が入っていなかったことについて質問があり、原子力規制庁から、廃止措置段階における性能維持施設については、今後、告示する予定であることを伝えた。

6. 配布資料

- (1) 改正実用炉規則に係る廃止措置計画の記載内容について（A T E N A資料）